

脱炭素社会ぎふモデル住宅普及事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、温室効果ガスの削減など環境負荷を低減させるとともに、高い省エネルギー性能等を有する住宅の普及を促進するため、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための断熱化等による対策（以下「断熱化等対策」という。）を講じた住宅を取得する個人に対し、予算の範囲内で、脱炭素社会ぎふモデル住宅普及事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(欠格事由)

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (2) 本人又はその使用人（以下「本人等」という。）が暴力団員であるなど、暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）がその経営又は運営に実質的に関与している個人
- (3) 使用人が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人
- (4) 本人等が、第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人
- (5) 本人等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人
- (6) 本人等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人
- (7) 本人等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅性能表示基準 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条第1項に規定する日本住宅性能表示基準をいう。
- (2) 住宅取得 住宅の新築又は購入（売買契約時点で、工事完了日から2年以内の住宅であり、人の居住の用に供したことの無い住宅の購入に限る。）をいう。
- (3) 工事完了日 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第1項又は第7条の2第1項の検査が必要な住宅にあつては同法第7条第5項に規定する検査済証の交付日、同条第1項の規定による申請が不要な住宅にあつては建築士法（昭和25年法律第202号）第20条第3項の規定による工事監理報告書に記載される工事完了日をいう。
- (4) 事業完了日 住宅の新築にあつては工事完了日、住宅の購入にあつては当該住宅の所在地に転居した日をいう。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）並びに補助金の額は、別表のとおりとする。

(申込み)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、電子情報処理組織（知事の所管する手続等に係る岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（平成16年岐阜県規則第37号）第3条に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ）を使用する方法により、知事に対し脱炭素社会ぎふモデル住宅普及事業費補助金の申込みを行わなければならない。

2 前項の申込みの受付期間は、知事が別に定める。

(申込みの承認等)

第6条 知事は、前条第一項の申込書を受理したときは、その内容を審査し、申込みの承認又は不承認を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(申込みの取下げ)

第7条 前条の承認を受けた要件で補助対象事業を完了できない場合又は補助金の交付を申請する年度の2月20日（当該日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）までに補助対象事業が完了しないことが明らかになった場合は、電子情報処理組織を使用する方法により、知事に対し脱炭素社会ぎふモデル住宅普及事業費補助金の取下げを速やかに行い、その指示を受けなければならない。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

2 補助金交付申請書の提出期限及び添付書類は、知事が別に定める。

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、前条の補助金交付申請書の提出をもってこれに代えるものとする。

(補助金の交付の請求書)

第10条 補助金交付請求書の様式は、別記第2号様式のとおりとする。

(暴力団の排除)

第11条 規則第4条の申請があった場合において、申請者が第2条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事が規則第5条の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けた者が第2条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第 1 2 条 規則第 21 条ただし書の知事が定める期間は、10 年間とする。

(書類、帳簿等の整備及び保存)

第 1 3 条 規則第 22 条の知事が定める期間は、補助対象事業の事業完了日の属する年度の翌年度以後 5 年間とする。

(雑則)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付の手続その他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
岐阜県内で個人が行う住宅取得で、次の基準を全て満たすもの 【基準】 1 住宅性能表示基準の断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6の性能を有する断熱化等対策が講じられていること。 2 一戸建ての住宅（居住の用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の1／2以上であるものに限る。）であること。 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域に立地していないこと。 4 申請年度の2月20日（当該日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）までに当初の申込みの省エネ性能基準の要件を満たす事業が完了するものであること（ただし、工事請負契約又は売買契約を当該年度の4月1日以降に締結したものを対象とする。）。 5 国が行う住宅取得に対する補助金等（国費を活用する市町村の補助金を含む。）を受けていないこと。	補助対象事業に係る断熱化等対策に要する経費（登記及び外構工事に係る経費を除く。）	上限40万円

脱炭素社会ぎふモデル住宅普及事業費補助金交付申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

（申請者）

〒

住 所

フリ ガナ
氏 名

T E L

（承認番号 ）

脱炭素社会ぎふモデル住宅普及事業費補助金の交付を受けたいので、岐阜県補助金等交付規則第 4 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 新築又は購入の別 新築 ・ 購入 〔該当する方に○を記入〕

2 基準等適合による交付申請額〔適合する基準項目及び□にチェック〕

（1）当該住宅が岐阜県内にある。	☐
（2）断熱等性能等級 5 以上かつ一次エネルギー消費量等級 6 の性能を有する断熱化等対策が講じられている。	☐
（3）一戸建ての住宅（居住の用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の 1／2 以上であるものに限る。）である。	☐
（4）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域に立地していない。	☐
（5）申請年度の 2 月 2 0 日（当該日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）までに当初の申込みの省エネ性能基準の要件を満たす事業が完了する。（工事請負契約又は売買契約を当該年度の 4 月 1 日以降に締結した。）	☐
（6）国が行う住宅取得に対する補助金等（国費を活用する市町村の補助金を含む。）を受けていない。	☐

3 誓約事項等

対象の住宅について、国が行う住宅取得に対する補助金等（国費を活用する市町村の補助金を含む。）を受給しません。
なお、虚偽が判明した場合には、補助金の返還等に応じます。

署名欄

年 月 日

脱炭素社会ぎふモデル住宅普及事業費補助金交付請求書

岐阜県知事 様

（申請者）

〒 _____

住 所 _____

フリ ガナ
氏 名 _____

TEL _____

（承認番号 _____）

年 月 日付け 第 号にて補助金の額の確定がありました脱炭素社会ぎふモデル住宅普及事業費補助金を下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円